

大館市水道事業等公告第1号

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成29年7月14日

大館市下水道事業
大館市長 福原淳嗣

1 事業概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業の名称 | 大館市川口地区ほか公共下水道整備事業 |
| (2) 事業箇所 | 大館市川口地区ほか |
| (3) 事業方式 | 設計・施工一括発注方式（DB方式） |
| (4) 事業内容 | ア 設計業務
イ 施工監理業務
ウ 工事業務 |
| (5) 事業期間 | ア 設計業務
契約締結日から平成31年3月29日まで
(事業者提案により短縮可能)

イ 施工監理業務及び工事業務
契約締結日から平成33年11月30日まで
(事業者提案により短縮可能) |
| (6) 見積上限価格 | 1,491,980,000円
(消費税及び地方消費税を除く)

(内訳)
工事費 1,393,120,000円
(消費税及び地方消費税を除く)

委託費（設計・施工監理費）98,860,000円
(消費税及び地方消費税を除く) |

2 応募者の構成

(1) 応募者の構成

- ア 応募グループは、工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）及び設計・施工監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）の構成とする。建設企業及び設計企業は、それぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が建設企業及び設計企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- イ 応募グループの代表企業は、建設企業の代表企業とする。
- ウ 設計企業を J V で実施する場合には、業務委託契約の締結前に募集要項記載の設計共同体取扱要綱に基づき組成するものとし、J V の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結すること。
- エ 建設企業を J V で実施する場合には、工事請負契約の締結前に募集要項記載の特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき組成するものとし、J V の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結すること。

3 応募者の備えるべき応募資格要件

(1) 応募者の応募資格要件

応募者は、次のアからカまでの条件を全て満たす者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までに、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ウ 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までに、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 直近 1 年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- オ 大館市川口地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- カ 本事業のアドバイザー業務に係わっている下記の者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

・株式会社 日水コン秋田事務所

(2) 設計企業の応募資格要件

設計企業は、次のアからキまでの条件を全て満たす者でなければならない。

- ア 設計企業の代表構成員は、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般-下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有するものとし、応募者と、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- イ 上記アに掲げるほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- ウ 平成 29・30 年度大館市有資格業者登録名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）において測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「下水道部門」に登録されていること。
なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- エ 公告日現在、秋田県内に主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
- オ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「下水道」に限る。）を受けている者であること。
- カ 秋田県内の地方公共団体から平成 24 年 4 月 1 日から応募資格要件確認基準日までの間において発注した下水道管きょ実施設計業務を元請として完了し、成果品を引渡し済の実績を有すること。
- キ 施工監理時は、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術員として配置できること。技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般-下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有するものとし、応募者と、本

業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。

(3) 建設企業の応募資格要件

建設企業は次のアからカまでの条件を全て満たす者でなければならない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成24年4月1日から応募資格要件確認基準日までの間に、下水道管路の建設実績（元請としての施工実績を有すること。）があること。

また、有資格業者登録名簿（建設工事）において土木一式工事のA級に格付けされていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。

ウ 公告日現在、大館市内に法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店等）を有し、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。

エ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第27条の23に規定する経営事項審査を応募資格審査書類提出手続きを行う1年7ヶ月以内に受審していること。

オ 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。

なお、応募者と本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約履行時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

※同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工技士

b 法第15条第2号ロ又はハに該当する者

c 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る。）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る。）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

カ 本工事の施工にあたって、上記オに掲げる者のほか、法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

4 プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表及び本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本市に提出された資料は、大館市情報公開条例に基づき、公開することができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提出資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- イ 事業名及び見積金額のない書類
- ウ 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- エ 事業名に誤りのある書類

- オ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- カ 見積金額を訂正した書類
- キ 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- ク 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に着しなかった書類
- ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- コ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

5 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、3.「応募者の備えるべき応募資格要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

(1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該グループを失格とする。

(2) 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を認める。

6 事業者の選定基準

(1) 応募資格の審査

ア 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていること確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

ウ 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

(3) 提案価格審査・基礎審査

ア 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

イ 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、提案内容が要求水準書に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ 提案価格・基礎審査結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者へ伝える。

(4) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、審査委員会は応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

(5) 提案内容の審査

審査委員会は、応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、事業者選定基準による。

(6) 最優秀提案者等の選定

審査委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

(7) 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

(8) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、本市ホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

7 契約に関する事項

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が5.「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、5（2）.「構成員が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

8 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

設計企業は、本事業を遂行するために設計及び施工監理における複数年業務を一括契約として本市と締結する。

詳細設計完成後、提案書類に示す工事費と見積上限価格との率を踏まえた実施設計工事額に対し、建設企業と複数年工事を一括契約として本市と締結する。

9 プロポーザルの募集及び選定の日程

(1) 資料閲覧及び貸出し期間

平成29年7月18日（火）から7月24日（月）まで

(2) 募集要項に関する質問の受付

平成29年7月18日（火）から7月24日（月）まで

(3) 募集要項に関する質問に対する回答公表

平成29年7月31日（月）

(4) 応募資格審査書類の受付

平成29年8月7日（月）から8月10日（木）まで

(5) 応募資格審査結果の通知

平成29年8月18日（金）

(6) 提案書類の受付

平成29年11月15日（水）から11月17日（金）まで

(7) プロポーザル応募辞退届の受付

平成29年8月21日（月）から11月14日（火）まで

- (8) プレゼンテーションの実施
平成29年11月下旬
- (9) 事業者の選定
平成29年12月上旬
- (10) 基本協定締結
平成29年12月上旬
- (11) 業務委託契約締結
平成29年12月中旬
- (12) 工事請負契約締結
平成30年度中（提案内容に基づく）

※ プロポーザルの募集及び選定に関する手続きの詳細は、募集要項による。

10 プロポーザルに関する担当窓口等

(1) 担当部局

大館市役所建設部下水道課計画整備係（比内総合支所2階）

住所 〒018-5792 秋田県大館市比内町扇田字新大堤下93番地6

TEL 0186-43-7091（下水道課計画整備係直通）

FAX 0186-55-1186

E-mail jo.seibi@city.odate.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.odate.akita.jp/>

(2) 各種関係資料の閲覧等

募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提出書類作成要領及び様式集、基本協定書（案）、業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案））の各種資料は、大館市ホームページ内「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業（官民連携）」から入手すること。

下記資料は、資料閲覧等の期間内に大館市建設部下水道課計画整備係内において、閲覧及び貸出しをする。貸出し可能な資料は数に限りがあるため、貸出しを希望する者は、事前に連絡すること。

【閲覧及び貸出し資料】

- ・ 大館市川口地区ほか公共下水道整備事業 基本設計書
- ・ 平成27年度大館市公共下水道事業計画変更協議申出書作成業務 測量成果品
- ・ 平成28年度大館市公共下水道川口地区地質調査業務 地質調査報告書
- ・ 平成28年度大館市公共下水道川口地区PPP/PFI手法導入可能性調査業務 地下埋設物調査・流量計算表

11 その他

その他詳細については、募集要項等による。